

... ..

... ..

... ..

... ..

報告第30号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年10月16日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年7月11日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年4月17日 午後1時45分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜四丁目293番1地先路上
- (3) 相手方 箕面市所在の法人及び箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用原動機付自転車（子ども部幼児育成課 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において、市道中央線を西進していたところ、道路左側の駐車場から出てきた相手方個人が運転する車両（相手方法人所有）に気づき、ブレーキをかけたが間に合わず、相手方の車両に接触し、同公用原動機付自転車の前部を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による本市の損害額は、14,647円とし、相手方は、市に13,1

8,200円を支払う。

(6) 和解年月日 平成24年7月11日

2 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年7月18日専決）

(1) 事故発生日時 平成24年6月26日 午後1時50分頃

(2) 事故発生場所 池田市城南一丁目1番1号 大阪府豊能府民センター駐車場内

(3) 相手方 大阪市西区所在の法人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、大阪府豊能府民センタービル3階にある池田市、箕面市、豊能町及び能勢町における共同処理センターの事務室の窓際のロッカーの上に置いていたテープカッターが窓から落下し、窓の下に駐車していた相手方所有の車両に当たり、同車両のフロントガラスを破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、154,969円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成24年7月23日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年9月26日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年7月6日 午前7時55分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜井一丁目54番地先路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の青色回転灯を装着した公用車が、地域防犯パトロール中に上記日時・場所において、交差点に西から進入し北方面へ左折しようとしたところ、南から北方面へ直進してきた相手方の車両に接触し、相手方の車両の左前ドア部分及び本市の車両のフロントバンパー右部分を破損させたものである。
- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方の損害額は、164,493円とし、市は、相手方に148,044円を支払う。
 - 2 本件事故による本市の損害額は、61,383円とし、相手方は、市に6,138円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成24年10月10日

4 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年10月1日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年8月5日 午前7時45分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市箕面五丁目768番1地先路上
- (3) 相手方 箕面市箕面五丁目11番35号

箕面警察署長 佐 藤 拓 司

(4) 事故の状況

本市の消防ポンプ自動車（消防団員運転）が、上記日時・場所において、市道箕面今宮線から南方面へ左折しようとしたところ、道路角に設置されている道路標識2本に接触し、同標識を破損させたものである。

(5) 和解の内容

本件事故による相手方の損害額は、103,005円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日

平成24年10月2日